

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。

（令和3年6月末まで申込受付）※総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末日までに申請をした世帯をもって終了。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、 ²⁰ 万円以内 その他の場合、 ¹⁰ 万円以内
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額	(2人以上) 月 ²⁰ 万円以内 (単身) 月 ¹⁵ 万円以内	(貸付期間：原則3か月以内)
据置期間	1年以内	※ 自立相談支援機関による支援を受ける場合に、3か月の延長が可能です。
償還期限	¹⁰ 年以内	※ 令和3年6月末までに緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受ける場合に、再貸付（3か月以内 ⁶⁰ 万円以内）が利用できます。
貸付利子・保証人	無利子・不要	

※¹ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行います。総合支援資金については、①初回貸付分は緊急小口資金と同様に令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認、②延長貸付分は令和5年度の住民税非課税を確認、③再貸付分は令和6年度の住民税非課税を確認し、それぞれ一括免除を行います。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主となります。）

※² まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月貸し付けることで対応。（原則最大⁸⁰万円）

※³ 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

※⁴ 令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、返済の開始時期を令和⁴年³月末まで延長します。

貸付手続きの流れ



● 一般的なお問合せは相談コールセンター
0120-46-1999 ※ 平日 9:00~17:00

● 生活支援特設ホームページ（特例貸付）は[こちら](#)

● お申込みはお住まいの[市区町村社会福祉協議会](#)にお電話ください。
※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 多くの都道府県・指定都市協会のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

